

補助金交付までの流れ

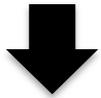
4月 交付申請 ※随時受け付けします。

一関市教育総務課へ下記の書類を提出してください。

<提出書類>

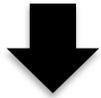
- ・ 下宿等費用補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 下宿等賃貸借契約内容証明書(様式第2号)
- ・ 在学証明書
- ・ 振込口座申出書

※ その他、必要な書類の提出を求める場合があります。



※下宿等の事実確認を学校へ照会することがあります。

交付決定 交付決定通知書を送付します。



翌年3月 補助金請求

一関市教育総務課へ下記の書類を提出してください。

<提出書類>

- ・ 下宿等費用補助金交付請求(精算)書(様式第4号)
- ・ 振込先口座の通帳の写し
- ・ 領収書等の写し(支払い内容と金額が確認できる書類)

※ その他、必要な書類の提出を求める場合があります。

※ 同一年度において1回限り、概算払い(年度途中での支払い)が可能です。詳しくはご相談ください。



<注意事項>

申請内容に変更がある場合には速やかに下宿等費用補助変更(中止、廃止)承認申請書を提出してください。

補助金交付対象費用及び補助金の額

交付対象経費	補助金の額
下宿等の家賃等(共益費、食費、光熱水費、冷暖房費、敷金、礼金、入寮費その他これらに準ずる経費を除く。)	交付対象経費の月額から1万円を除いた額とし、1月につき5,000円を限度とする。



<下宿等の定義>

市内の高等学校等に在学している生徒等が通学のために賃貸借した下宿、民間の賃貸住宅及び学生寮をいう。ただし、入居する生徒等の3親等以内の親族が所有又は居住するものを除く。

令和7年度

下宿等費用
補助金一関市は、がんばる
あなたを応援します!!

* * * * *

勉学やスポーツ、芸術などの目標達成に向けて、
親元を離れ、市内の下宿、アパートなどに居住し、
市内の高等学校等に通学する生徒について、
保護者が支払う家賃のうち食費、
光熱水費等を除く費用の
一部を補助します。

＜補助額＞ 上限月額 5,000 円

家賃のうち共益費、食費、光熱水費、冷暖房費、敷金、礼金、入寮費その他これらに準ずる経費を除く費用に対し、月額1万円を超える分について、月額5,000円を限度として補助します。

＜補助要件＞

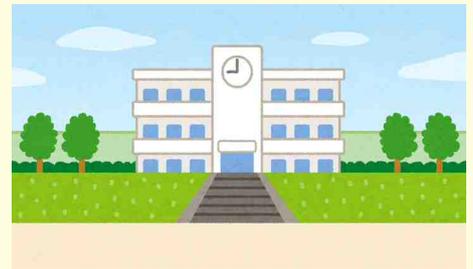
◎ 補助対象

親元を離れ市内の下宿等から市内の高等学校、高等専門学校、特別支援学校及び専修学校（以下「高等学校等」という。）に通学する生徒の保護者

⇒ 保護者の居住地は市内、市外を問いません。

◎ 補助金の交付対象期間

高等学校等に入学してから満18歳に達する日の属する年度の末日までの期間のうち、下宿等に居住している期間
ただし、正規の修学年限を超えることはできません。



＜申請方法＞ ※随時受け付けします

一関市教育委員会教育総務課へ「下宿等費用補助金交付申請書」を提出してください。（郵送可）

◎ 添付書類

下宿等賃貸借契約内容証明書、在学証明書 ※詳しくは裏面をご覧ください。

お申込み
お問合せ

一関市教育委員会 教育総務課 Tel.0191-82-2227

〒029-3105 岩手県一関市花泉町涌津字一ノ町 29

申請書類は一関市のホームページからダウンロードできます <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>